

風 水 害 編

**風水害編 第1部 風水害に強い小金井市を
目指して**

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

- 「震災編 第1部 1 第1節 計画の目的及び前提」を準用する。

第2 基本的な考え方

- 近年、局所的集中豪雨が都市部に限らず全国規模で発生している。市内でも都市化に伴い地域の持つ保水・遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出し等、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。
- 市は、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と連携し、風水害に係る適切な災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の水防対策を実施する責務がある。
- 次の項目については、震災編を準用するものとする。
 - 1 市民と地域の防災力の向上
 - 2 ライフライン等の確保（ライフライン施設及び道路・交通施設対策）
 - 3 本部体制及び応急対応力の強化
 - 4 情報通信の確保
 - 5 医療救護等対策
 - 6 帰宅困難者対策
 - 7 避難者対策
 - 8 物流・備蓄・輸送対策の推進
 - 9 住民の生活の早期再建

第2章 市の概況と風水害

第1節 市の概況

○ 市の概況については、「震災編 第1部 4 第1節 自然的条件」を準用する。

第2節 風水害の概況

- 過去25年間（平成26年4月現在）で、野川流域では1回、仙川流域で7回の水害履歴があり、石神井川流域では水害履歴がない。
- 近年の短時間降雨強度の強い降雨により、部分的に低い土地や地下空間においても浸水被害が発生している。
- 過去25年間で1件の土砂災害履歴がある。

<過去25年間の水害履歴>

流域	発生日時	被災地区（町丁目）	床上浸水	床下浸水	浸水面積（ha）
野川	平成元年8月 （大雨）内水	東町4	—	1棟1世帯	0.01
仙川	平成元年7月 内水	梶野町3、梶野町4、 緑町2、東町4	2棟 2世帯	10棟10世帯	0.10
	平成元年8月 （大雨）内水	梶野町3、梶野町4、 緑町2、東町4	5棟 5世帯	25棟25世帯	0.24
	平成3年9月 （台風）内水	梶野町3	3棟 3世帯	10棟10世帯	0.10
	平成11年8月 （熱帯低気圧）内水	梶野町	—	13棟16世帯	0.25
		緑町	—	7棟7世帯	0.08
	平成12年9月 （集中豪雨）内水	梶野町3、梶野町4	—	9棟5世帯	0.12
		緑町2	—	2棟	0.03
		貫井北町2	—	1棟	0.03
平成17年9月 （集中豪雨）内水	東町2、梶野町3、 梶野町4、緑町4	—	8棟8世帯	0.07	
平成18年9月 （集中豪雨）内水	梶野町3	—	5棟5世帯	0.05	
	梶野町4	—	1棟1世帯	0.01	
	緑町1	—	1棟1世帯	0.01	

（資料：浸水実績図 東京都）

<過去25年間の土砂災害履歴>

発生日時	被災地区（町丁目）	被害	規模
平成元年7月 （集中豪雨）土砂崩れ	貫井南町3、貫井南町4	なし	小規模

（資料：地域防災計画現況調査委託 調査報告書 小金井市 平成9年）

風水害編 第2部 災害予防計画

第1章 洪水対策（総合的な治水対策）

- 小金井市内の河川改修は時間雨量 50mm に対応する整備が完了している。また、下水道についても合流式下水道（一部地域は分流式下水道）が整備されており、普及率は 100%となっている。
- 近年頻発する集中豪雨に対し対策を推進するため、東京都総合治水対策協議会が策定した「野川流域豪雨対策計画」及び「石神井川流域豪雨対策計画」（平成 21 年 11 月）、東京都が策定した「緊急豪雨対策」（平成 22 年 11 月）及び「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（平成 26 年 6 月）に基づく水害予防対策に取り組む必要がある。

第2章 がけ崩れ対策等

- がけ、擁壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、市は、都と連携し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）による総合的ながけ崩れ防止事業の促進にも努める。

第1節 がけ崩れ対策等（市、都）

- がけ、擁壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、市は、都と連携し、急傾斜地法に基づく総合的ながけ崩れ防止事業の促進に努める。
- 市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が4か所、大規模盛土造成地が3か所あり、宅地造成工事規制区域が市域中央を東西に広がっていることから、がけ崩れ災害等の発生するおそれがある場合、あるいは危険が切迫した場合に迅速かつ適切な避難準備情報の提供、避難勧告又は避難指示を行えるよう避難計画の確立に努めるものとする。
- がけ崩れ災害の特殊性から、危険地帯の市民に対するがけ崩れ等の災害予防及び応急対策等に関する知識の普及を常に図っておくものとする。

<急傾斜地崩壊危険箇所※一覧表>

住所	斜面区分
小金井市貫井南町 3-8	自然斜面
小金井市貫井南町 3-13	自然斜面
小金井市東町 5-5	人工斜面
小金井市東町 5-6	人工斜面

※傾斜度 30° 以上、がけ高 5m以上の急斜面で、崩壊した場合人家又は官公署、学校、病院等に被害を生じるおそれがある箇所のことをいう。

（資料：東京都地域防災計画 平成 26 年修正）

（別冊 資料 風水害編 1 急傾斜地崩壊危険箇所位置図）

<大規模盛土造成地※一覧表>

住所	面積
小金井市貫井北町 3-6 外	約 38,000 m ²
小金井市貫井北町 3-3 外	約 14,000 m ²
小金井市貫井北町 3-1 外	約 11,500 m ²

※宅地造成等規制法において指定される、居住者に危害を生じる恐れが大きい「造成宅地防災区域」の条件となる、一定規模以上の形状の造成宅地をいう。なお、「一定規模以上」とは、「盛土をした土地の面積が三千平方メートル以上であること」又は「盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上であるもの」をいう。

※市内には大規模盛土造成地の中で「造成宅地防災区域」として指定すべきものは存在しない。

（別冊 資料 風水害編 2 大規模盛土造成地マップ）

第2節 土砂災害防止法（市、都）

- 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。
- 土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めること、また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により市民への周知を図ることとされている。
- 本市においては、現在のところ、土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は存在しないが、「土砂災害危険箇所」として、急傾斜地、土石流危険溪流、地滑り危険箇所のうち、前項のとおり「急傾斜地崩壊危険箇所」が存在している。
- 都は今後順次指定の拡大を予定しており、市においては、避難の態勢や伝達方法の態勢の整備を進めていく。

第3章 都市型水害対策

- 地下空間における浸水対策については、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、市は建築基準法の規定に基づく助言や消防署との連携による問題事例の研究、都市型水害に必要な資機材の備蓄や訓練実施等の対策を進める。
- 都市型水害に対しては、日頃から地下空間や浸水予想区域での豪雨及び洪水に対する危険性を周知するとともに、洪水等の災害時には、的確な情報伝達が図れるよう事前の体制づくり等の対策を進める。

第1節 基本的な考え方（市、都）

- ハード面における対策としては、河川の整備、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設等の流域対策、さらに河川と下水道の連携による浸水対策を進める。
- ソフト面の対策としては、洪水情報を事前に周知させるため、浸水予想区域図に基づくハザードマップの作成・公表を行う。
- 気象情報及び水防対応時の情報提供についても既存の情報伝達方法の拡充に加え、庁内担当者や消防団員へのさらなる伝達ルート of 整備を検討する。
- 市は都市型水害に対する市民を対象とした広報、啓発活動をさまざまな方法により行う。

<都市型水害対策の施策体系>



第2節 総合治水対策の推進（市、都）

第1 河川の整備

- 市内の河川改修に関しては、1時間あたり50mmの降雨に対応する整備が完了している。
- 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（平成26年6月）では、目標整備水準を時間50mm降雨から引き上げ、区部では時間最大75mm降雨、多摩部では時間最大65mm降雨とし、優先度を考慮

して流域ごとに対策を進めることとしている。市は今後、頻発する集中豪雨に対応するための対策を都に要望していく。

- 市は都と連携して治水施設の整備を図るとともに、下水道事業や流域の雨水流出抑制施設とを連携させた総合的な治水対策を推進し、水害の早期軽減を図る。

第2 下水道の整備

- 市内の下水道は合流式下水道(一部地域では分流式下水道)が整備されており、普及率は100%となっている。
- 近年頻発する集中豪雨に対応すべく、分流式下水道が整備されている区域においては、雨水管の整備を完了している

第3 流域対策の推進

- 市は都と連携して治水施設(河川、下水道)の整備を促進するとともに、流域対策として歩道における透水性舗装や浸透ますの設置、住宅等における各戸貯留・浸透施設の設置等いわゆる雨水流出抑制対策等を推進していく。
- 市では、雨水流出抑制対策の一環として、浸透施設等助成及び雨水貯留施設設置費補助事業を行っている。
- 公園、緑地、学校の校庭、広場、集合住宅の駐車場等、既存の大規模・中規模施設を利用した雨水流出抑制施設の設置を推進する。
- ビルの屋上緑化や道路における透水性舗装及び浸透ます設置の本格実施を進める。

第4 河川・下水道の連携

- 河川・下水道施設の連携による調節池・貯留管・ポンプ運転調整等、総合的な治水施設の効率的運用を図り、流域全体の治水安全度をバランス良く調整する。

第3節 洪水情報の提供(市、都)

- 浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断が下せるよう、各管理者等に、雨量・気象情報を提供する。

<各管理者の役割>

管理者	役割
河川管理者(都)	○ 降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
下水道管理者(都、市環境部)	○ 降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供
水防管理者(市長)(総務部、環境部)	○ 住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実
地下空間管理者	○ 地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う

第4節 洪水ハザードマップ等の作成・公表（市）

第1 浸水予想区域図

- 市内を流域に含む中小河川については、平成15年に「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」、平成17年に「野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図」を公表している。
(別冊 資料 風水害編 3 石神井川及び白子川流域浸水予想区域図)
(別冊 資料 風水害編 4 野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図)
- 平成12年9月に発生した東海豪雨の総雨量589mm、時間最大雨量114mmの降雨が小金井市にあった場合をシミュレーションした結果、最大で2m以上の浸水深が想定されている。
(別冊 資料 風水害編 5 小金井市浸水予想区域図)

第2 洪水ハザードマップ

- 東京都都市型水害対策連絡会が作成・公表した「野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図」及び「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」を踏まえ、市が作成した「小金井市浸水予想区域図」に基づき、市は防災上の課題について調査・検討したうえで、洪水ハザードマップを作成する。

<洪水ハザードマップの内容>

内容	活用
<ul style="list-style-type: none">○ 浸水実績、浸水予想区域及び浸水深○ 避難場所○ 避難ルート○ 危険箇所（道路冠水常襲箇所等）○ 要配慮者関係施設（病院、福祉施設、学校等）○ 防災関係機関（市庁舎、ライフライン管理者、報道関係等）○ 防災関係施設（水防倉庫等）○ 急傾斜地崩壊危険箇所	<ul style="list-style-type: none">○ 市民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難勧告発令、避難誘導等を支援する。○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式等の判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。○ 土砂災害警戒情報が発表された場合に避難勧告等の発令や市民等が自主避難をするための判断をする基礎資料としても活用する。

1 防災上の課題の検討・整理

- 洪水ハザードマップ作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。

2 地域防災計画等への活用

- 市は、作成した洪水ハザードマップを地域防災計画等へ活用する。

第5節 避難体制等の整備・確立（市、都）

第1 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

- 市は、水災対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

<防災拠点施設とその対策例>

防災拠点施設	市庁舎、防災倉庫、避難所等
対策例	施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

第2 資器材、物資の備蓄

- 市は、水防活動、避難活動及び避難者支援に必要な資器材並びに物資を平常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう地域防災計画、体制を点検し、充実を図る。

第3 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- 防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。
- 市は、避難勧告発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②勧告基準の2段階に分けて情報を提供する等、市民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを進める。
- 浸水予想区域の要配慮者利用施設又は地下街等については施設名称及び所在地の把握を行うとともに、情報伝達方法の検討を行い、円滑かつ迅速な避難態勢の確立をめざす。

第4 広報・啓発

- 市は、浸水予想区域図や洪水ハザードマップにより、市民が浸水の危険性や避難場所・避難経路を事前に認識できるようにする。
- 市民に対しては、水害の危険性や対策の必要性を市報及びホームページ等への掲載を通じて広報する。

第5 広域避難体制の整備

- 都は、大規模水害等により、自治体の区域を越える広域的な避難が必要となる場合は、広域的な視点から都が区市町村間の調整を行うとともに、平時からの国、都県、区市町村等の連携体制の整備、円滑な広域避難の実現に向けた検討、区市町村間の広域避難の仕組み作りの支援及び要配慮者対策の強化の支援を行うこととしている。
- 市は、都の動きを踏まえ、住民に広域避難における与える情報等周知し、状況に応じて、避難者の受入れを都に要請する。また、広域避難が必要になった場合には、当該地住民の受け入れについて必要な対応を行う。

第4章 ライフライン施設及び道路、交通施設対策

- 「震災編 第2部 3-10 第2節 ライフライン施設の安全化」を準用する。

第5章 地域防災力の向上

第1節 市民等の役割（市民等）

- 日頃から天気予報や気象情報等に関心を持ち、気象注意報、警報及び被害状況等を覚えておく。
- 浸水予想区域図やハザードマップ等で、自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 水、食料、衣料品、懐中電灯、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- 台風等が近付いたときの予防策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、状況に応じてみやみな外出を控えたり、もしくは危険が想定されれば事前に避難する等、必要な対策を講じる。
- あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所、避難経路の確認を行っておく。
- 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、土のう、止水壁の準備を行い、家財道具等を安全な場所に移しておく。
- 市や都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように地域ぐるみで側溝や雨水ますの詰まりを取り除く等の予防対策を協力して行う。
- 避難行動要支援者がいる家庭では、事前に支援者を確保しておく。また、地域においても把握している範囲で避難行動要支援者の安否確認を行う。

第2節 自主防災組織等の強化

- 「震災編 第2部 1-12 第2節 地域における共助の推進（自主防災組織等の強化）」を準用する。

第3節 事業所防災体制の強化

- 「震災編 第2部 1-14 第3節 事務所防災体制の強化」を準用する。

第6章 訓練計画

第1 水防訓練計画

- 水防法及び本計画に基づき風水害等の災害に際しての水防部隊の合理的運用と水防工法の完全な習熟等、適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により水防訓練を実施する。また、訓練の実施にあたっては、市民参加による水防工法や簡易水防工法の体験等を通して風水害に対する意識啓発を行う。

第2 訓練実施要領

- 水防訓練の実施にあたっては、次の全部又は一部を選択して年1回以上実施する。
 - 1 参集訓練
 - 2 部隊編成訓練
 - 3 情報通信訓練
 - 4 本部運営訓練
 - 5 水防工法訓練
 - 6 救助・救急訓練
 - 7 その他水災時の活動に必要な訓練

第3 訓練実施時期

- 原則として、出水期（6月1日～10月31日）前に実施する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 応急活動体制の確立

- 市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、水防活動態勢を確立し、水災に即応できる体制を確保して水防活動を実施する。

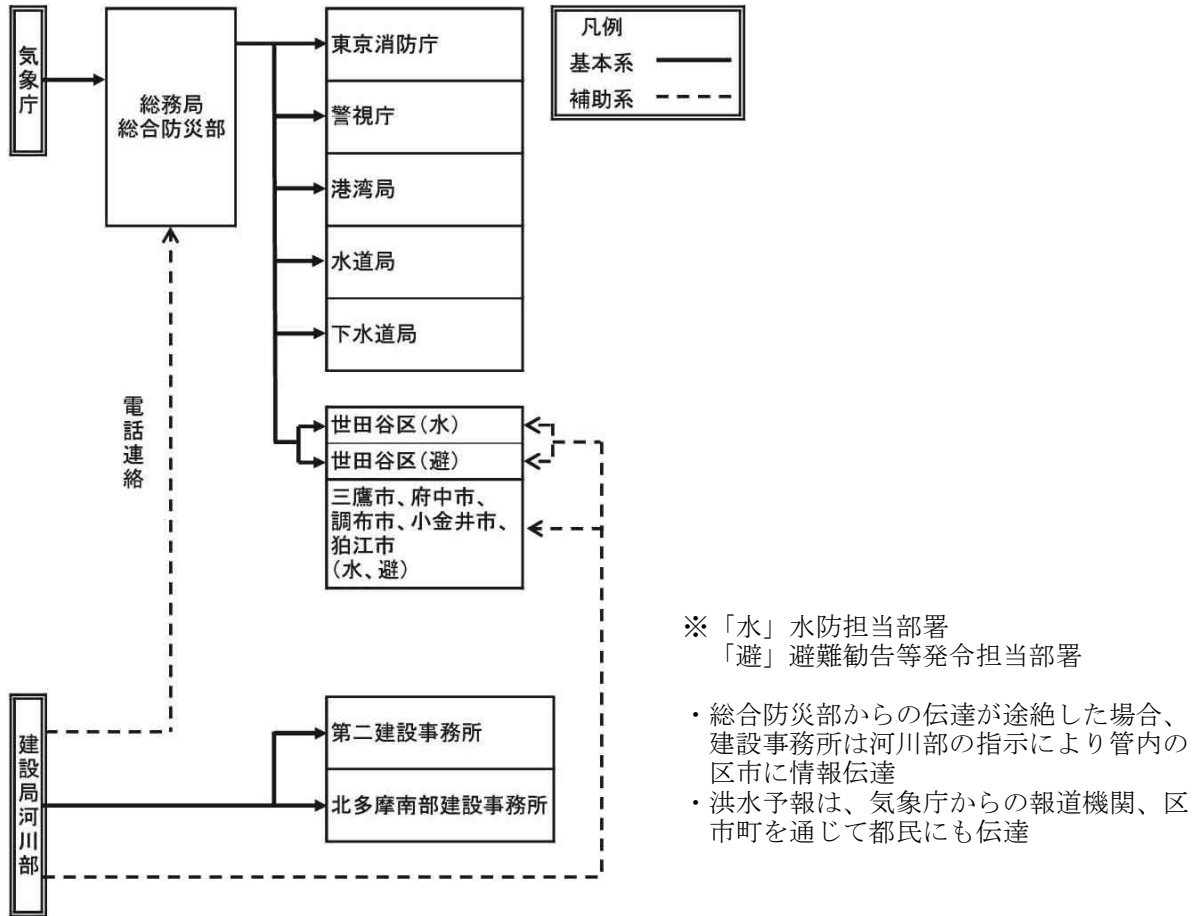
第1節 職員の参集・配備及び本部の設置基準（市）

- 気象予警報が発表される等災害発生が予想される場合もしくは災害が発生した場合における市職員の配備態勢及び主な活動内容は、次に示すとおりである。
- 市内河川では、野川・仙川が洪水予報河川に指定されており、市は洪水のおそれがあるという情報を都の連絡を受けて市民に提供するとともに、その情報に基づき活動態勢をとる。
- 野川・仙川における洪水予報は、平成26年度内に運用を開始する。
- 市内河川の水位情報を把握している団体は、北多摩南部建事務所であるため、同事務所との連携を検討することとする。

<洪水予報を行う河川及びその範囲>

指定 河川名	区間	基準地点
野川・仙川	左岸：小金井市貫井南町4丁目25番地先から多摩川合流点まで	大沢池上
	右岸：小金井市貫井南町4丁目24番地先から多摩川合流点まで	鎌田橋野川
	左岸：三鷹市新川6丁目26番地先から野川合流点まで	鎌田橋仙川
	右岸：三鷹市新川6丁目28番地先から野川合流点まで	

<野川・仙川洪水予報に関する洪水予報伝達系統図>



(資料：平成 26 年度 東京都水防計画)

<市本部の態勢及び主な活動内容>

種別	時期	態勢	主な活動内容
第1次配備態勢 情報連絡態勢(※)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の地域において災害の発生のおそれのある場合 2 大雨等の警報が発表され、短時間に相当量の降雨等が予想される場合もしくは台風等の接近に伴い警戒が必要な場合 3 その他の状況により危機管理担当部長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部設置以前の態勢 ○ 通信情報活動を主とする態勢 ○ 地域安全課職員 ○ その他関係職員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報及び市内状況の情報収集 ○ 被害予想及び対応策の検討 ○ 関係機関への情報連絡 ○ 危険箇所の巡視

種別	時期	態勢	主な活動内容
警戒態勢	1 市の地域で局所被害が発生するおそれがあり、もしくは軽微な被害が発生した場合 2 台風の接近に伴い特別の警戒が必要な場合 3 その他の状況により危機管理担当部長が必要と判断した場合	○ 市本部設置以前の態勢であるが、市長が必要と認めた場合は市本部を設置する。 ○ 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を行う。 ○ 各部の部課長、情報連絡等に必要な職員	○ 市民等からの通報に基づく現地確認 ○ 市民への広報 ○ 危険箇所での水防活動 ○ 市民の自主的避難の支援 上記の活動に加えて被害状況（局地災害が発生した場合等）に応じて ○ 被災者の救助・救出 ○ 住家の浸水状況の把握 ○ 付近住民への注意の呼びかけ ○ 避難所開設の準備 ○ 市関係施設の点検
第2次配備態勢	1 広範囲に災害が発生すると予想され、警戒態勢では、対処できない場合 2 特別警報が発表された場合 3 その他市長が必要と認めた場合	○ 市本部を設置し、全職員で対応する態勢 ○ 全ての職員	上記の活動に加えて ○ その他災害応急対策の全ての活動

※ 本編における情報連絡態勢については、以下のとおりとする。

<情報連絡態勢>

勤務 時間内	○ 危機管理担当部長は、関係部署（広報秘書課・情報システム課・管財課・地域福祉課・保育課・児童青少年課・下水道課・道路管理課・庶務課・指導室・消防団等）に連絡し、必要に応じて職員を招集し、対応を協議する。 ○ 協議結果は、理事者に報告する。 ○ 地域安全課及び道路管理課職員は、職場待機とする。
勤務 時間外	○ 地域安全課及び道路管理課職員は連絡網等により参集し、職場待機する。

※上記態勢については、積雪を含む。

第2節 公共空間の使用調整

- 「震災編 第2部 4-39 第3 公共空間の使用調整」を準用する。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報収集態勢（市）

- 市は、都災害情報システム（DIS）端末、降雨情報システム（東京アメッシュ）、水防対策支援情報、インターネットの気象情報サイト、テレビ、ラジオ等を活用し、周辺地域を含めた大雨の状況や降雨予測、台風の進路情報等の気象情報を収集する。

第2節 情報連絡態勢（市、都、小金井消防署、小金井警察署）

- 情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）、電気通信設備の優先利用（電話、電報の優先利用）、非常通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）については、「震災編 第2部 5-12 第1 関係防災機関相互の情報通信体制（警報及び注意情報等の第一報）」を準用する。

第3節 災害予警報等の伝達

第1 情報の通達及び伝達

- 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。
- 市は、災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市域内の協力機関等その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等及び一般市民等に周知する。
- 警報及び重要な注意報について、都、警察署、消防署又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警察署、消防署、都の協力を得て、市民に周知する。

<情報の通達と伝達>

機関名	内容
市	○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。

機関名	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び市民等に周知する。 ○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、都、警察署又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、市民に周知する。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、測候所、都各局、市その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集する等して知ったときは、直ちに関係のある都各局、市、防災関係機関等に通報する。
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けた時、又は自らその発表を知った時、警報については、警察署、交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに、消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。
東京管区気象台 気象庁予報部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 ○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁予報部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ○ 気象庁が必要と認めた時、又は関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について説明会を開催する。 ○ 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。

第2 予報区分と気象注意報・警報の種類と発表基準

1 予報区分

- 本市に関係する注意報・警報は、市区町村ごとに発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な情報を簡潔かつ効率的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる。

<東京地方の予報区分>



(資料：気象庁ホームページ)

2 気象注意報・警報の種類と発表基準

- 気象注意報は、大雨等によって、災害が起るおそれがある場合にその旨を注意喚起するために発表される。
- 気象警報は、重大な災害の起るおそれがある旨を警告するために発表される。
- 気象特別警報は、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に最大限の警戒を呼び掛けるために発表される。
- 記録的短時間大雨情報は、大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測又は解析したことを発表する情報であり、現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表される。

<気象注意報・警報の発表基準（平成26年10月現在）>

種類	東京地方（多摩北部）の基準		
注意報	強風（平均風速）	13m/s以上	
	風雪（平均風速）	13m/s以上 雪を伴う	
	大雨	1時間雨量	30mm以上
		土壌雨量指数基準*	141以上
	洪水	1時間雨量	30mm以上
		流域雨量指数基準**	仙川流域 8以上 野川流域 10以上
	大雪（24時間降雪の深さ）	5cm以上	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%	
	濃霧（視程）	陸上100m以下	

種類	東京地方（多摩北部）の基準		
	霜（最低気温）	4月10日～5月15日 2℃以下	
	低温（最低気温）	夏期(平均気温): 平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時	
警報	暴風（平均風速）	25m/ s 以上	
	暴風雪（平均風速）	25m/ s 以上 雪を伴う	
	大雨	1 時間雨量	50mm 以上
		土壌雨量指数基準*	167 以上
	洪水	1 時間雨量	50mm 以上
		流域雨量指数基準**	仙川流域 12 以上 野川流域 13 以上
	大雪（24 時間降雪の深さ）	20cm 以上	
記録的短時間大雨情報（1 時間雨量）		100mm	

（資料：警報・注意報基準一覧（気象庁））

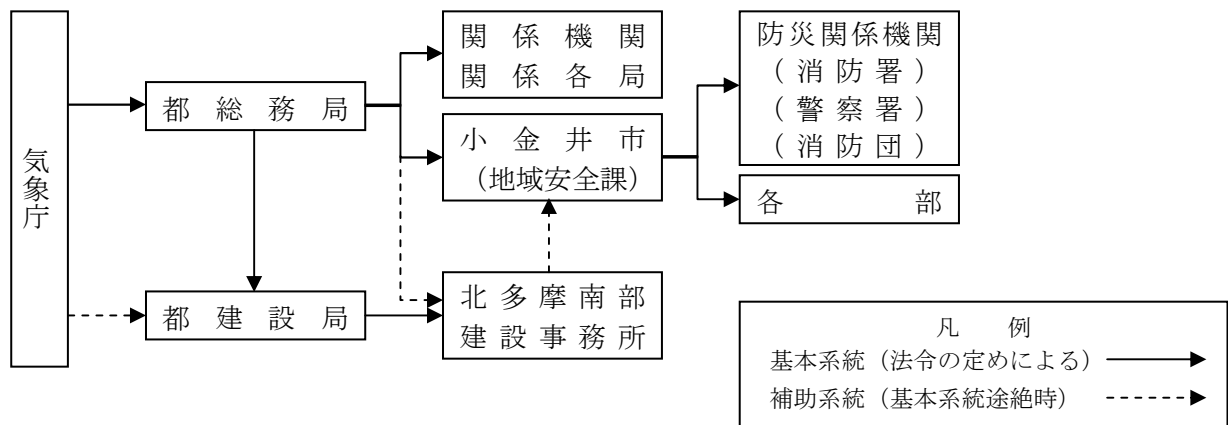
（注）土壌雨量指数基準*：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出されている。土壌雨量指数基準は、この算出結果に基づきは 1km 四方（総務省が定めた「地域メッシュ」）毎に設定されている。小金井市に関わる地域メッシュは 11 あり、注意報に関わる基準値は 141、144、150、警報に関わる基準値は 167、170、177 の各 3 基準が設定されており、表中に示した値はその最低値を示す。

流域雨量指数基準**：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出されている。

第3 土砂災害警戒情報

- 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、区市町村長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対策を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局（現 水管理・国土保全局）と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。
- 都は、これに基づき「土砂災害警戒情報」の発表基準を作成し、気象庁と共同して発表することとしている。区市町村への情報伝達は都防災無線、ファックス及び DIS（都災害情報システム）を利用して行う。
- 市は、都から「土砂災害警戒情報」が伝達された場合は、市内の急傾斜地崩壊危険箇所内の市民等に対して同情報の伝達を行い、自主避難を促すとともに、市長が発令する避難勧告等の判断に活用する。なお、土砂災害警戒区域の指定後は、警戒区域内の市民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

第4 気象情報の伝達系統



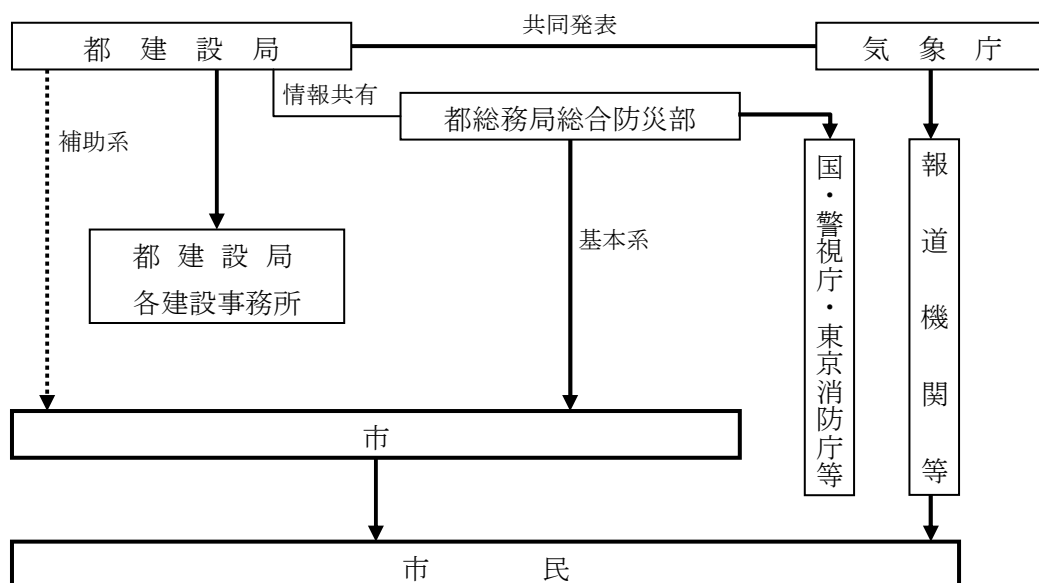
第5 気象情報の伝達

- 市は、気象注意報・警報の発表を覚知したときは、気象情報端末やインターネットの気象情報サイト、テレビ、ラジオから関連する情報を積極的に収集し、必要に応じて各部及び防災関係機関に情報を提供する。
- 集中豪雨等の大雨による浸水被害をできるだけ低減するためには、市民自身による早期からの水防活動が不可欠である。
- 集中豪雨等の大雨発生の危険性を早期に市民に伝えるために、市は、市民へ気象注意報や警報の発令等を早期に伝達できる気象情報配信システムの導入を検討する。

第6 土砂災害警戒情報の伝達

- 土砂災害警戒情報の伝達は、定められた伝達系統のとおり行う。
- 市は、夜間等においても対象住民に情報を早期かつ的確に伝達できるシステムを確立する。

<土砂災害警戒情報の伝達ルート図>



第3章 水防及び土砂災害対策

- 市は、河川氾濫に加えて、大雨時の浸水被害（都市型水害）及び国分寺崖線沿いの急傾斜地崩壊危険箇所に対する土砂災害を対象とした対策を講ずる。

第1節 水防対策（市、都、小金井消防署、小金井警察署）

第1 水防態勢及び活動

- 気象状況等により水害が発生するおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

機関名	対策内容
市 (水防管理団体)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（水防管理者）は、気象状況等により水害が発生するおそれがあるときは、直ちに状況に応じた配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。 1 気象状況並びに水位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。 2 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。 3 水防作業に必要な資器材の調達を行う。 4 市は、次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに都建設局(都水防本部)に報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 水位がはん濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき。 イ その他水防上必要と認めたとき。 5 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させる。 6 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 7 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知する。 8 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。 9 水防のため緊急の必要があるときは、他の市長（水防管理者）に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた市長（水防管理者）の所轄のもとに行動する。 10 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。 11 市民に対して土のうの提供等、必要な水防活動の資材を提供する。

機関名	対策内容														
建設局 (北多摩 南部建設 事務所)	<p>○ 事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与える等その調整を図るものとする。</p> <p>1 水防態勢 事務所における業務分担は、次のとおりである。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 405 539 441">班別</th> <th data-bbox="539 405 1382 441">業務分担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 441 539 477">所長・副所長</td> <td data-bbox="539 441 1382 477">総括指導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 477 539 622">庶務班</td> <td data-bbox="539 477 1382 622">(1) 各班の連絡調整に関する事。 (2) 水防資機材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関する事。 (3) 各班に属しないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 622 539 768">情報連絡班</td> <td data-bbox="539 622 1382 768">(1) 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関する事。 (2) 雨量、水位、流量等の観測と通報及び資料収集、整理に関する事。 (3) 気象、水象の情報連絡に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 768 539 1025">技術班</td> <td data-bbox="539 768 1382 1025">(1) 水防作業の技術援助及び指導に関する事。 (2) 水防実施状況の調査及び報告に関する事。 (3) 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関する事。 (4) 公共土木施設の被害状況調査及び資料の収集に関する事。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関する事。 (6) 雨量、水位等の観測に関する事。 (7) 工区班応援に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1025 539 1099">工務班</td> <td data-bbox="539 1025 1382 1099">(1) 水防資機材の受払の調整に関する事。 (2) 水防資機材の配分、輸送計画に関する事。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1099 539 1283">工区班</td> <td data-bbox="539 1099 1382 1283">(1) 雨量、水位等の観測に関する事。 (2) 所管工事現場等の警戒巡視に関する事。 (3) 水防作業の技術援助及び指導に関する事。 (4) 公共土木施設の被災状況調査に関する事。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>	班別	業務分担	所長・副所長	総括指導	庶務班	(1) 各班の連絡調整に関する事。 (2) 水防資機材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関する事。 (3) 各班に属しないこと。	情報連絡班	(1) 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関する事。 (2) 雨量、水位、流量等の観測と通報及び資料収集、整理に関する事。 (3) 気象、水象の情報連絡に関する事。	技術班	(1) 水防作業の技術援助及び指導に関する事。 (2) 水防実施状況の調査及び報告に関する事。 (3) 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関する事。 (4) 公共土木施設の被害状況調査及び資料の収集に関する事。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関する事。 (6) 雨量、水位等の観測に関する事。 (7) 工区班応援に関する事。	工務班	(1) 水防資機材の受払の調整に関する事。 (2) 水防資機材の配分、輸送計画に関する事。	工区班	(1) 雨量、水位等の観測に関する事。 (2) 所管工事現場等の警戒巡視に関する事。 (3) 水防作業の技術援助及び指導に関する事。 (4) 公共土木施設の被災状況調査に関する事。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関する事。
	班別	業務分担													
	所長・副所長	総括指導													
	庶務班	(1) 各班の連絡調整に関する事。 (2) 水防資機材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関する事。 (3) 各班に属しないこと。													
	情報連絡班	(1) 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関する事。 (2) 雨量、水位、流量等の観測と通報及び資料収集、整理に関する事。 (3) 気象、水象の情報連絡に関する事。													
	技術班	(1) 水防作業の技術援助及び指導に関する事。 (2) 水防実施状況の調査及び報告に関する事。 (3) 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関する事。 (4) 公共土木施設の被害状況調査及び資料の収集に関する事。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関する事。 (6) 雨量、水位等の観測に関する事。 (7) 工区班応援に関する事。													
	工務班	(1) 水防資機材の受払の調整に関する事。 (2) 水防資機材の配分、輸送計画に関する事。													
工区班	(1) 雨量、水位等の観測に関する事。 (2) 所管工事現場等の警戒巡視に関する事。 (3) 水防作業の技術援助及び指導に関する事。 (4) 公共土木施設の被災状況調査に関する事。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関する事。														
<p>2 気象情報等の伝達系統 気象状況等の伝達系統は、前記第5章第3節第3に示すとおりとする。</p>															
<p>3 水防資機材 水防資機材を要請する場合は、事務所に電話（後日文書にて処理）にて要請し、資材は、水防倉庫から払い出すものとする。</p>															

(別冊 様式 風水害編 1 水防実施状況報告書様式)

第2 消防機関の態勢及び活動

- 市においては、水防法に規定する水防団は存在しないため、消防機関(東京消防庁小金井消防署及び小金井市消防団)が水防団に代わって、次の水防活動を分担している。
- 1 市域を随時巡回し、水防危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。
 - 2 水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。
 - 3 小金井消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又

は水防の現場にある者を水防に従事させる。

- 4 小金井消防署長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき、又は自ら水防活動の必要性を判断したときは、直ちに出場し、水防活動を行う。

機関名	対策内容
<p>東京消防庁 小金井消防署</p>	<p>(1) 消防署及び関係機関との連絡 内水はん濫、溢水等により水災が発生する危険がある場合又は発生した場合は、消防署の全機能をあげて市内関係機関との連携のもとに被害発生及び被害拡大を防止する。 ア 消防署長は、水災の発生又は危険を知ったときは、直ちに市長（水防管理者）に通知する。 イ 関係機関は、水災の発生又は危険を知ったときは、市長（水防管理者）及び消防署長への通報に協力する。 ウ ア及びイの通報は、有線及び無線のあらゆる通信施設及び連絡車を活用して行うものとする。</p> <p>(2) 事前措置 水災現場活動を効率的に実施するため、次の計画を立てる。 ア 事前教養 水防活動計画書による事前教養を実施する。 イ 要注意箇所の設定 市長（水防管理者）と協議して要注意箇所を決定する。 ウ 監視警戒計画 監視警戒の必要箇所、警戒方法、警戒要員、連絡方法等について水災種別及び態勢別の計画を樹立する。 エ 水防作業計画 水防作業の迅速適切化を図るため、要注意箇所ごとに実施する工法の種別、必要人員及び必要資器材の調達及び運搬方法について計画する。 オ 部隊運用計画 (ア) 部隊の運用は、管内全域について、災害種別に対応し、消防部隊を運用して実施する。 (イ) 消防署長は、所轄の消防部隊を指揮運用し、管内の水災防護活動にあたる。 カ その他必要事項 その他水災について必要が生じた場合は、計画を樹立し、指示命令をする。</p> <p>(3) 水防態勢 水防態勢の発令に伴い、水防活動の準備を行う。</p> <p>(4) 水防非常配備態勢 水防非常配備態勢は、災害の状況に応じ、市の態勢発令と関係なく設置する。水防第一及び水防第二非常配備態勢は、警防本部長、方面隊長又は署隊長が発令し、水防第三非常配備態勢以上は、警防本部長が発令して次により処置する。 ア 水防第一非常配備態勢 (ア) 水防資器材の点検整備 (イ) 関係機関との連絡、情報収集 (ウ) 庁舎施設の防護 (エ) 河川の巡視による情報収集、水災発生危険個所の把握及び広報 (オ) 警防本部、方面隊本部等への報告連絡</p>

機関名	対策内容
<p>東京消防庁 小金井消防署</p>	<p>イ 水防第二非常配備態勢 (ア) 署隊本部機能の強化 (イ) 水防部隊の編成及び署隊運用 (ウ) 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備 (エ) 関係機関等への連絡員の派遣 (オ) 水防活動、被害状況等の把握 (カ) 警防本部、方面隊本部等への報告連絡</p> <p>ウ 水防第三非常配備態勢 (ア) 署隊本部機能の強化 (イ) 水防部隊の増強及び署隊運用 (ウ) 関係機関への派遣連絡員の増強 (エ) 監視警戒の強化 (オ) 水防活動、被害状況等の把握 (カ) 警防本部、方面隊本部等への報告連絡</p> <p>エ 水防第四非常配備態勢 (ア) 上記に掲げる事項を強化する。 (イ) 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立 (ウ) 全水防部隊の編成 (エ) 応援態勢又は応援受入態勢の確立</p> <p>(5) 非常招集 非常災害に対処するため、必要があると認めた場合は、勤務時間外の署員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、非常配備態勢の発令をもって代える。</p> <p>(6) 水防活動要領 ア 市域を随時巡回し、水防危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。 イ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。 ウ 小金井消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。 エ 小金井消防署長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき、又は自ら水防活動の必要性を判断したときは、直ちに出場し、水防活動を行う。 オ 水防に要する資器材の準備が間に合わないとき、又は不足をきたしたときは、必要な資器材を現地において収用する。</p> <p>(7) 救助・救急活動態勢 ア 災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的に人命救助・救急活動を行う。 イ 救助活動に建設資機材等を必要な場合は、関係事業所との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 ウ 救急活動にあつては、消防団等と連携し、救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 エ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。</p>

機関名	対策内容
<p style="text-align: center;">小金井市 消防団</p>	<p>(1) 消防団の水防区域 消防団が行う水防区域は市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は分団管轄区域内とする。</p> <p>(2) 通報 ア 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見した場合又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。 イ 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに市長（水防管理者）及び消防署長に通報するものとする。</p> <p>(3) 出動の指示 ア 団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、もしくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、市長（水防管理者）及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとする。 イ 分団長は、気象状況等により分団管轄区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、又は被害が発生したときは、団本部の了解を得て団員を出動させることができる。この場合において、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。</p> <p>(4) 指示等の伝達 団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行うものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[小金井消防署] <--> B[小金井市] B <--> C[小金井市消防団] C <--> D[分団] D --> E[団員] </pre> </div> <p>(5) 有線途絶の場合の連絡 伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は、分団に対し無線又は連絡車を派遣し、連絡等を保つものとする。</p> <p>(6) 広報活動の協力 消防団は、必要に応じ各種広報活動に協力するものとする。</p> <p>(7) 消防団出動基準 水災現場活動の出動は、次の基準により実施するものとする。 ア 待機：団員は、自宅又は分団詰所に待機し、必要に応じ直ちに行動できる態勢 イ 準備：水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備態勢 ウ 出動：消防団が災害現場に出動する態勢 エ 解除：水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢終了の通知がされたとき</p> <p>(8) 出動の要領 出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団管轄区域内に災害の発生のおそれが認められたとき、又は災害が発生した場合に分団長は、その災害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。この場合、分団長は出動ごとに場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。</p> <p>(9) 監視及び警戒</p>

機関名	対策内容
小金井市 消防団	<p>気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険である箇所が認められるときは、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずるものとする。</p> <p>(10) 水防作業報告</p> <p>分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告するものとする。</p>

第3 警察の態勢及び活動

機関名	対策内容
警視庁 小金井警察署	<p>1 市長（水防管理者）から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備本隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。</p> <p>2 水防現場においては、市長（水防管理者）及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。</p> <p>3 水防機関及び消防機関等で、水防現場に向うものの通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。</p> <p>4 り災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。</p>

第4 決壊時の措置

1 決壊の通報及びその後の措置

- 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、市長（水防管理者）、小金井警察長又は小金井消防署長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係市（水防管理団体）と相互情報を交換する等、連絡を密にする。
- 決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

2 立ち退き

(1) 立ち退きの指示

- 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事及びその命を受けた都職員又は市長（水防管理者）は、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、広報車、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。
- この場合、遅滞なく小金井警察署長にその旨を通知する。

(2) 避難誘導等

- 立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、小金井警察署は、市長（水防管理者）と協力して救出又は避難誘導する。
- 市長（水防管理者）は、小金井警察署長及び小金井消防署長と協議のうえ、あらかじめ立

退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

第5 費用及び公用負担

1 費用負担

機関名	内容
市 (水防管理団体)	<ul style="list-style-type: none">○ 市（水防管理団体）は、市内の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は市と応援を求めた水防管理団体が協議して定める。○ 市外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。○ 負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつ旋を申請することができる。
都	<ul style="list-style-type: none">○ 都又は都知事の行う事務に要する費用は、都が負担する。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

- 水防のための緊急の必要があるとき、市長（水防管理者）又は小金井消防署長・小金井消防団長は、次の権限を行使することができる。
 - ア 必要な土地の一時使用
 - イ 土石、竹木、その他の資材の使用
 - ウ 土石、竹木、その他の資材の収用
 - エ 車両、その他の運搬具又は器具の使用
 - オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

- 公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は小金井消防署長・小金井消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

(3) 公用負担命令票

- 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

(4) 損失補償

- 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、市（水防管理団体）は、時価によりその損失を補償する。

(別冊 様式 風水害編 2 公用負担権限委任証明書様式)

(別冊 様式 風水害編 3 公用負担命令票様式)

第2節 浸水対策

- 「風水害編 第3部 3-9 第1節 水防対策」に準じて行う。

第3節 土砂災害対策

- 市内には、土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は存在せず、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく、都の指定による急傾斜地崩壊危険区域も存在しない。急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領（平成11年 国土交通省河川局）に基づく都の調査により、急傾斜地崩壊危険箇所が4か所として公表されており、これを対象として、以下の対策を実施する。

1 土砂災害防止体制の確立

- 気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止態勢を早急に確立し、被害の拡大防止対策を行う。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

- 地域で土砂災害の兆候が認められる等の実態が把握された場合は、水防管理者への通報及び地域住民等への避難勧告並びに警戒監視体制の強化を図る。

3 警戒避難体制の確立

(1) 情報の指示・伝達

- 都より、土砂災害警戒情報が伝達された場合は、地域住民及びライフライン関係者、交通機関関係者に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。
- 具体的に危険が予想される危険区域の市民等に対しては、避難の勧告を個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の指定

- 土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係者以外の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

4 土砂災害発生後の措置

- 土砂災害発生後は、被害実態の早期に把握し、都に報告する。
- 土砂災害発生後は、特に二次災害の発生に対処するための措置を都に要請する。

5 土砂災害等による被害の拡大防止

- 土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れ等が懸念される場合は、都に対して応急対策を要請する。

第4章 避難勧告・避難指示等

第1節 避難態勢（市、小金井警察署）

第1 事前避難

1 市の活動

- (1) 災害時に避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定め、その地域の住民、滞在者等に対して、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底し、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。
- (2) 必要に応じて、避難準備情報を発令する。

2 小金井警察署の活動

- 災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行う。この際、避難行動要支援者の誘導を優先するとともに、近隣の安全な施設へ自主的に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

第2 避難準備、勧告又は指示等

- 市内において危険が切迫した場合には、市長は小金井警察署長及び小金井消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難準備、勧告又は指示を行うとともに、速やかに都災害対策本部に報告する。
- 人の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- 野川の水位の他、必要なあらゆる情報に基づき総合的に判断して、避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）を発令する。（「震災編 第2部 5-21 第6節 災害時の放送要請」を参照）
- 平時から自主防災組織や町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

第3 避難誘導

- 避難の準備、勧告又は指示が出された場合、小金井消防署、小金井警察署及び小金井市消防団の協力を得て、自主防災組織又は町会・自治会、事業所単位で自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定する避難所等に誘導する。
- 避難の準備、勧告又は指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 災害の状況に応じ、学校長（又は園長）、以下各担任教諭（又は保育士）を中心として、乳幼児・児童・生徒の安全が確保できる避難誘導するよう指導する。

第2節 避難勧告等の判断・伝達（市）

第1 避難勧告の判断基準等

- 市は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの具体的な検討を行い、早期の作成に努める。

<三類型の避難勧告等一覧>（「震災編 第2部 8-16 第1 避難体制」より再掲）

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要配慮者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第2 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令

- 市は、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

第3 避難勧告・指示等に当たっての助言の活用

- 避難勧告・指示等を発令する際、専門的知見等を有する地方気象台、河川事務所等の国の機関や都等から、災害に関する情報等の必要な助言を得ることができる。
- 本部長は、情報の提供、危険が生ずることが予想される地域、避難勧告・指示等を発令すべき対象者、発令すべきタイミングに関して助言を求めることができ、求められた指定行政機関の長等や都知事は、その所管事務について技術的に可能な範囲で助言を行う。
- 市は、平常時より都や国の関係機関との間で連絡を密にし、ホットラインを構築する。